

平成30年度 第13回香取市農業委員会総会議事録

平成31年3月26日

3月26日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	15番	伊 藤 は つ 子
16番	高 木 重 樹	17番	伊 藤 寛
18番	栗 林 利 男	19番	大 堀 潔

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

14番 高 木 甚 一

事務局職員出席者

事務局長 藤 崎 弘 之 管理班長 高 岡 晃

農地班長 林 光 夫 主 査 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。欠席委員は、14番 高木甚一委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第13回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 寺島美幸委員、18番 栗林利男委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から7番で、ページは1ページから3ページです。

整理番号1番、親子間の贈与により、農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号2番、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人と賃借権の設定をするものです。

整理番号3番から7番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 班長 内山勝己委員。

12番内山委員 去る、3月19日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件につきましては、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件につきましては、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調査要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、3番の3件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番および2番について、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。

整理番号1番については、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得

要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号2番については、譲渡人は高齢による農業経営の規模縮小のため、譲渡人の要望により賃借権の設定について協議が整ったものです。

譲受人は、近隣地区農家であり、通作に支障のないことから農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

次に、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号5番について、説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成31年3月26提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番で、ページは4ページです。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、

申請地から概ね〇〇メートル以内に〇〇〇があることから、第3種農地に該当します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の審査報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

案件について、写真および書類等で審査した結果から、他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題はなく、許可相当の意見の進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇の〇〇方面から行きますと、〇〇〇に右折する信号を右折しまして、〇〇〇の手前〇メートルを左折して、すぐ〇メートル左折した所に場所はあります。

この申請は、現在の住まいが手狭となったため、隣接地である申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、造成、埋立等はいりません。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続し、下水溝へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から12番で、ページは5ページから8ページです。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は建売分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号3番および4番は同一事業です。

転用目的は、一時転用を伴う進入路用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、不許可例外事由Cの一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないものに該当します。

整理番号5番、転用目的は進入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号6番、転用目的は専用住宅および公衆道路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号8番から10番は同一事業です。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号11番および12番は同一事業です。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

以上、12件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の審査報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は12件であります。

すべての案件について、写真および書類等で審査し、そのうち同一事業である整理番号3番および4番、同じく同一事業である整理番号8番から10番の5件については、現地審査を実施いたしました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題はないとの意見でありました。

次に、現地調査案件についても、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題はないとの意見でありました。

したがって、農地法第5条の各案件は、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇の終点より手前約〇〇メートルを右折して、そこを〇キロほど進んだ左側にあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有

効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、造成・埋立等は行わず整地をします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はありませんが周囲にフェンスを設置することで土砂流出の防止を図ります。

なお、平成30年12月6日付けで、農用地区域より指定解除をされており、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えられます。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号2番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、高木推進委員さんとは電話にて了解済みになっております。

場所は、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の〇〇を〇〇方面より行きて、〇〇方面へ向かい約〇キロ位行った所に左に折れ、すぐ左に入って〇メートル位の所であります。

譲受人は、市内に本店のある〇〇〇業などを営む法人ですが、住環境が良く、住宅地としての需要が見込まれる申請地に建売分譲住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、周囲と高さを合わせるため、平均60センチ程度埋立をします。

用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地はありません。

なお、土地改良区から転用同意を受けており、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 次に、整理番号3番、4番、5番の3件について、6番 片野委員。

6番片野委員 まず、整理番号3番、4番につきましては、関連案件でございますので、一括して五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かって〇キロほど行きますと、右手に〇〇〇の直売所があります。その先の〇〇を左に入りまして〇キロほど行った左手になります。

譲受人は、〇〇市に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、山林地において太

陽光発電設備を設置する計画をしており、そのための工事車両の進入路を確保するため申請地を一時的に利用する計画をしたものです。

申請地では、造成・埋立等を行わず鉄板敷きとします。

なお、農地復元計画、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続いて整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かいまして〇キロ行きますと左手に〇〇〇〇〇があります。その先を左手斜めに入って行きます。入って〇〇メートルほど行った右手が現地でございます。

譲受人は、農業を営んでおりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇への進入に近隣住民が住宅への進入路としている通路を共同利用しており危険であるため、安全な場所に出入りのための進入路を確保する計画をしたものです。

申請地では造成、埋立等を行いません。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出影響は軽微であると思われれます。

なお、土地改良区区域外であり資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号6番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇を左に見て、その先右折し〇〇〇〇の先の信号を右折した先、〇〇〇〇〇〇〇〇〇隣接地になります。

譲受人は、現在の住まいが手狭となったため住環境の整っている申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、周囲と高さを合わせるため埋立をします。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は浸透枳により敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリート柵渠およびコンクリートブロックを設けることで、土

効活用し安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では造成、埋立等はいりません。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、周囲にフェンスを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上であります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

高松委員。

8番高松委員 大したことではないですが、整理番号7番と8番から10番ですか、この名前が同一人物だと思われませんが、別人なんですか。

事務局農地班長 整理番号7番は個人で、8番、9番、10番は法人で所有権移転するものです。

議 長 その他、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成 31 年 3 月 26 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成 31 年度第 1 次農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 163 番で、ページは 9 ページから 70 ページです。

所有権移転が 2 件、すべて田で 2,643 m²です。

賃借権設定の新規 50 件、田が 120,054 m²、畑が 38,759 m²です。

再設定 98 件、田が 272,549 m²、畑が 78,363 m²です。

次に、農地中間管理機構分について、

使用賃借権設定の新規 1 件、すべて畑で 1,758 m²です。

賃借権設定の新規 12 件、すべて田で 51,138 m²です。

以上 163 件の第 1 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第 4 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 4 号 整理番号 70 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号 整理番号 70 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 整理番号 70 番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第 4 号 整理番号 78 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号78番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号78番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く161件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く161件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の21件を除く161件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から7番で、ページは71ページから77ページです。

使用貸借権設定の新規1件、すべて畑で1,758㎡です。

賃借権設定の新規6件、すべて田で51,138㎡です。

以上、7件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第5号 整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号5番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号5番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く6件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く6件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く6件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は30件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成31年3月26日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の最後の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時44分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人